

認知症対応型共同生活介護契約書

様（以下、「入居者」）と一般財団法人信貴山病院グループホーム「はあとの杜 田原本」（以下、「事業者」）は、事業者が入居者に対して行う認知症対応型共同生活介護サービスについて、次の通り契約します。

第1条（総則）

事業者は、認知症により自立生活が困難となった入居者に対して、家庭的な環境のもとで、入居者がその役割を持って日常生活を営むことができるよう共同生活介護サービスを提供します。

第2条（契約の目的）

事業者は、介護保険関係法令の趣旨にしたがって、認知症対応型共同生活介護サービスを提供し、入居者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第3条（契約期間）

- この契約は令和 年 月 日から入居者の要介護認定の有効期間満了日までとします。ただし、契約満了日以前に入居者が要介護区分の変更の認定を受けた場合、有効期間の満了日が更新された場合は、変更後の有効期間満了日までとします。
- 契約満了日の30日前までに、入居者もしくは保証人から事業者に対して、文書により契約終了の申し出が無い場合は、この契約は自動更新されます。自動更新された場合の契約満了日は、更新後の要介護認定有効期間の満了日とします。

第4条（利用基準）

入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当施設を利用できません。

- ①要支援2以上の認定を受けていない方
- ②医師により認知症の状態であると診断されていない方
- ③日常的に医療機関において治療が必要な方
- ④自傷他害の恐れがある方
- ⑤当施設の方針に賛同されない方

第5条（認知症対応型共同生活介護計画の策定）

事業者は、次に掲げる事項を計画担当者が行います。

- ①入居者の心身の状況、希望、そのおかれている環境を踏まえて、入居者と介護事業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的サービス内容を記載した計画の作成
- ②作成した計画について、入居者、保証人及び入居者の家族への説明
- ③必要に応じた計画の変更と説明

第6条（認知症対応型共同生活介護サービスの内容）

1. 事業者は前条で作成された計画に沿って、入居者の居室、食事、介護保険関係法令で定められている必要な援助を提供します。また、計画が作成されるまでの間も、入居者の希望、状態等に応じて、適切なサービスを提供します。
2. 入居者が利用できる介護保険給付対象サービス及び介護保険給付の対象外の有料サービスは別紙重要事項説明書に定めます。
3. 事業者はサービスの提供に当たり、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限しません。
4. 他へ入院、入所した場合は原則退所となります。ただし、利用者様、家族と事業者との協議により在室扱いとする事ができます。その際は、家賃と共益費が発生します。ただし、1ヶ月を越えての在室扱いは出来ません。
5. 上記の在室扱いについて、緊急避難的な対応として短期間に居室を利用する事があります。その際、家賃と共益費は徴収しません。

第7条（要介護認定の申請に係る援助）

事業者は、入居者が要介護認定の更新申請が円滑に行えるように援助し、入居者もしくは入居者の家族が各種手続きを行うことが困難な場合は代行します。

第8条（サービス提供の記録）

1. 事業者は、毎回のサービスの終了時に、入居者から書面によりサービス提供の確認を受けます。
2. 事業者は、認知症対応型共同生活介護の提供に関する以下の各記録を整備し、契約終了後2年間保存します。
 - ①認知症対応型共同生活介護記録
 - ②具体的なサービスの内容の記録
 - ③市町村への通知に係る記録
 - ④苦情の内容の記録
 - ⑤事故の状況及び事故に際してとった処置の記録

第9条（医療上の必要な対応及び連絡）

1. 事業者は、入居者が病気又は負傷により治療が必要になった場合、入居者の主治医又は事業者の協力医療機関（重要事項説明書記載）において適切な治療が受けられるよう支援します。
2. 事業者は、入居者に急変があった場合、夜間に緊急を要する場合は、所轄の消防署もしくは医療機関に連絡をとり、救急治療、緊急入院が受けられるようにします。
3. 事業者は、入居者の健康状態が急変した場合等は、予め届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに入居者の主治医又は協力医療機関の医師に連絡する等必要な処置を講じます。

第10条（緊急時における対応について）

1. 事業者は利用者様の緊急時に備えて、予めかかりつけ医を把握しておくものとします。
2. かかりつけ医で診察が困難な場合には、救急搬送をする場合があります。その際、職員は同行できない場合があります。情報提供は当施設が行いますが、医療同意が必要に応じてあるため、家族様に同行、付き添いをお願いします。

第 11 条 (利用料等の支払)

1. 入居者又は保証人は、サービスの対価として、別紙重要事項説明書に定める利用料等を月毎に合計額を支払います。
2. 事業者は、当月利用料等の請求書を翌月の 20 日までに入居者又は保証人に通知します。
3. 入居者は、当月利用料等の合計を翌々月に、事業者の指定する方法により支払います。

第 12 条 (利用料等の変更)

事業者は、物価や介護保険関係法令その他制度の改正により、利用料等を変更する場合があります。その場合、事業者は、入居者及び保証人への説明及び了承を得るものとします。

第 13 条 (居室及び共用部分の利用並びに共用物の使用の制限)

1. 入居者は、居室を住居として使用し、如何なる名目によっても、それ以外の目的に使用できません。
2. 居室及び居室内のもの以外は、入居者全員が利用できる場所及び使用できるものであり、正当な理由がある場合を除き、独占することはできません。
3. 入居者は、居室に造作、模様替えをするときは、予め事業者に対して文書により内容を届け出て、了承を得なければなりません。その場合、造作等にかかった費用及び退去時の原状回復費用は入居者又は保証人の負担とします。
4. 入居者は、如何なる理由があろうと共用部分の造作、模様替えをすることはできません。

第 14 条 (契約の終了)

1. 入居者は事業者に対して 30 日間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解除することができます。
2. 次の各号のいずれかに該当した場合、事業者は入居者に対して 30 日間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解除することができます。
 - ①入居者のサービスの利用料金の支払が、正当な理由なく 1 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催したにもかかわらず 30 日以内に支払われない場合
 - ②入居者が、病院又は診療所等に入院した場合
 - ③入居者が、共同生活を続けることが困難であると事業者が判断した場合
 - ④入居者が要介護認定の更新で非該当または要支援 1 と認定された場合、所定の時間の経過をもってこの契約は終了します。
3. 次の各号のいずれかに該当した場合、この契約は自動的に終了します。
 - ①入居者が他の介護保険施設等へ入院、入所した場合
 - ②入居者が死亡もしくは被保険者資格を喪失した場合

第 15 条 (退所時の援助)

事業者は、契約が終了し入居者が退所する際には、入居者及びその家族の希望、入居者が退所後に置かれることになる環境等を勘案し、円滑な退所のために援助します。

第 16 条 (個人情報保護・秘密の保持)

1. 事業者及び事業に従事する者は、サービスを提供する上で知り得た入居者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
2. 予め文書により入居者または保証人の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で情報を提供することができます。
3. 次の各号の一に該当した場合は1項、2項の規定を適用しません。
 - ①法令に基づく場合
 - ②行政庁の事務遂行のため情報提供を求められた場合
 - ③本人または他人の生命、財産の保護に係る場合
 - ④その他入居者本人又は保証人の同意が困難であると社会通念上妥当と判断される場合

第17条（事故発生時の対応）

1. 事業者は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には速やかに保証人、入居者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
2. 事業者は、事故が発生した場合はその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

第18条（損害賠償）

1. 事業者は、入居者に対するサービスの提供に於いて発生した事故等により入居者の生命、身体、財産等に損害が生じた場合は、速やかにその損害を賠償します。ただし、事業者の故意又は過失によらない場合はこの限りではありません。
2. 事業者は、万が一の事故発生に備えて損害賠償責任保険に加入しています。
3. 入居者の故意又は過失により、居室または備品について通常の保守、管理の程度を超える補修等に必要費用は入居者もしくは保証人に請求します。

第19条（虐待防止・身体拘束について）

1. 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとします。
2. 基本的に身体拘束は行いません。利用者に不利を生じる、又は自傷他害の恐れがある時はやむを得ず体拘束をする場合があります。その際は必要最低限の時間にとどめ、定期的に異常の有無を確認します。
3. 身体拘束を行う場合は、法令に基づく指針を遵守するとともに、記録を経時的に行います。

第20条（非常災害対策及び感染症対策）

1. 事業者は、非常災害や感染症に対処するためのマニュアルや指針を策定し、定期的に訓練を実施します。
2. 事業者は、災害発生や感染症の流行等に備えるため、平時より業務継続に係る計画を整備し、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築します。

第21条（相談・苦情相談）

1. 入居者は、事業所より提出されたサービスに関して苦情があるときは、事業所、市町村又は第三者機関に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
2. 事業者は、入居者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、提供したサービスについて入居者から苦情の申し立てがあった場合は、迅速かつ誠実に対応します。また、事業者は、入居

者が苦情を申し立てたことを理由として如何なる不利益な扱いもいたしません。

3. 事業者の苦情相談窓口は重要事項説明書の通りです。
4. 事業者は、苦情の処理に際しては、必要に応じて市町村等へその概要について報告し、適切な対応について指示を仰ぎます。

第 22 条（連帯保証人に求める範囲）

1. 入居者の体調不良等で受診が必要となった場合の付き添い対応
2. 生活必要物品等の購入及び持参
3. 第 5 条に定める介護計画作成に伴う協力及び同意
4. 利用者が本契約上負担する一切の債務を極度額 100 万円の範囲内を連帯して保証

第 23 条（本契約に定めのない事項）

1. 入居者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
2. 本契約に定めのない事項については、介護保険関係法令の定めるところに従い、双方が誠意をもって協議の上、定めます。

第 24 条（裁判管轄）

入居者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、入居者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

第 25 条（契約内容の変更）

この契約書は、令和 年 月 日に作成しました。介護保険の改定その他の理由により、契約書の内容が書き直される場合、入居者及び保証人に変更内容を通知し、了承を得るものとします。